

大気・水質・土壌ダイオキシン類等測定業務委託仕様書

1 件名

大気・水質・土壌ダイオキシン類等測定業務委託

2 目的

ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)第 3 条第 2 項の規定により、市内の大気・水質・土壌中のダイオキシン類を調査するとともに、水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号) 第 16 条第 4 項の規定により、市内公共用水域の水質の測定を行い、市民への周知および大阪府知事への報告を目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 委託場所

(1) 大気測定

ア 門真市役所別館屋上 (門真市中町 1 番 1 号)

イ 門真市南局 (門真市三ツ島 1 丁目 6 番)

(2) 水質及び底質測定

ア 古川 (門真市三ツ島 三ツ島大橋)

イ 下八箇荘水路 (門真市三ツ島 6 丁目 13 番)

(3) 土壌測定

ア 石原町東公園 (門真市石原町 16 番)

イ 東打越公園 (門真市打越町 12 番)

ウ 四宮 1 号公園 (門真市四宮 2 丁目 9)

5 測定項目

(1) 大気・土壌測定項目：ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 1 項に規定する「ダイオキシン類」

(2) 水質及び底質測定項目

ア 環境基本法第 16 条の規定に基づく「水質汚濁に係る環境基準について」別表 1 「人の健康の保護に関する環境基準の項目」。ただし、アルキル水銀の項目は除く (以下「健康項目」という。)

イ 環境基本法第 16 条の規定に基づく「水質汚濁に係る環境基準について」別表 2 「生活環境の保全に関する環境基準」河川 (湖沼を除く) の利用目的の適応性の項目。

ただし、大腸菌群数の項目は除き、化学的酸素要求量 (COD)、全亜鉛を追加するものとし、全亜鉛の測定については、5 月、8 月、11 月、2 月の年 4 回とする。(以下「生活環境項目等」という。)

ウ ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 1 項に規定する「ダイオキシン類」

6 測定項目ごとの採取時期

大気	令和8年8月 令和9年2月	2回
土壌	令和8年8月	1回

水質	健康項目		生活環境項目等		ダイオキシン類	
	古川 (三ツ島大橋)	下八箇荘水路	古川 (三ツ島大橋)	下八箇荘水路	古川 (三ツ島大橋)	下八箇荘水路
4月			○			
5月	○	○	○	○	○	○
6月			○			
7月			○			
8月			○	○		
9月			○			
10月			○			
11月	○	○	○	○	◎	◎
12月			○			
1月			○			
2月			○	○		
3月			○			

(注) ○は水質のみ、◎は水質と底質の測定とする。なお、採水日については別途協議する。

7 測定方法

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年環境庁告示第68号)、「工業用水・工場排水中のダイオキシン類及びコプラナーPCBの測定方法」(JISK0312)、「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」(令和4年3月改定環境省)、「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」(令和4年3月改定環境省)及び「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(令和4年3月改定環境省)による。

8 採取方法等

大気の試料採取については、「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」に基づき、原則として1週間サンプリング手法(1000 /分程度の中流量で7日間連続採取、総吸引量が1,000m³程度)で行うこと。

水質の試料採取については、「水質調査方法」(昭和46年環境庁水質保全局)及び「工業用水・工場排水の試料採取方法」(JIS K0094)に基づき、原則として流心

部で採水を行うこと。

土壌の試料採取については、「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」に基づき、表層 5cm の土壌に関して原則として 5 地点混合方式で行うこと。

9 採水時の付随調査項目

大気	採取日時、天候、気温、地上からの採取位置の高さ、周辺状況等参考となるもの。なお、風向・風速のデータは発注者より提供します。
水質	(1) 健康項目及び生活環境項目等の測定に係るもの 採水日時、天候、気温、水温、色相及び臭気 (2) ダイオキシン類測定に係るもの 採水日時、天候、気温、水温、色相、臭気、浮遊物質量、水素イオン濃度、電気伝導度、ヘキサン抽出物質量、塩化物イオン濃度、流況、透視度、採取位置
土壌	採取日時、気温、天候（試料採取期間の天候、風向、風速）、周辺状況、採取深度、土色、土性、含水率、強熱減量、夾雑物の有無、表面状態（植生や被覆等）等参考となるもの。

10 ダイオキシン類測定に係る毒性等量への換算方法

(1) 大気・水質・土壌とも毒性等価係数(TEF)については「WHO-2006TEF」を用いる。

(2)

ア 大気

定量下限値以上及び検出下限値以上かつ定量下限値未満の測定濃度に TEF を乗じて毒性等量を算出し、検出下限値未満の場合には検出下限値の 1/2 に TEF を乗じて毒性等量を計算し、それらを合計した全毒性等量を算出する。

イ 水質

検出下限値以上かつ定量下限値未満はそのままの値を加算、検出下限値未満は検出下限値の 1/2 を加算して、全毒性当量を算出する。

ウ 土壌

定量下限値以上の測定濃度に TEF を乗じて毒性等量を算出し、検出下限値以上かつ定量下限値未満及び検出下限値未満の測定濃度は 0 として毒性等量を計算し、それらを合計して全毒性等量を算出する。

大気と水質に関しては、あわせて、定量下限値以上と検出下限値以上かつ定量下限値未満は、そのままの値を用い、検出下限値未満のものは検出下限値の 1/2 を用いて各化合物の毒性当量を計算し、それらを合計した毒性当量を参考値として付記する。

11 報告

(1) 採取日からおよそ 1 ヶ月以内を目安に、測定結果報告書に計量証明書及び現場写真を添付した上で、2 部提出すること。

(2) 測定結果について、環境基準を超える値が検出された場合には、直ちに発注者に報告すること。

(3) 業務が全て完了した後に、委託業務完了届と年間測定結果一覧表を提出すること。

12 検査確認の方法

毎月の測定結果報告書をもって検査確認する。

13 支払方法

委託業務完了後に支払うものとする。

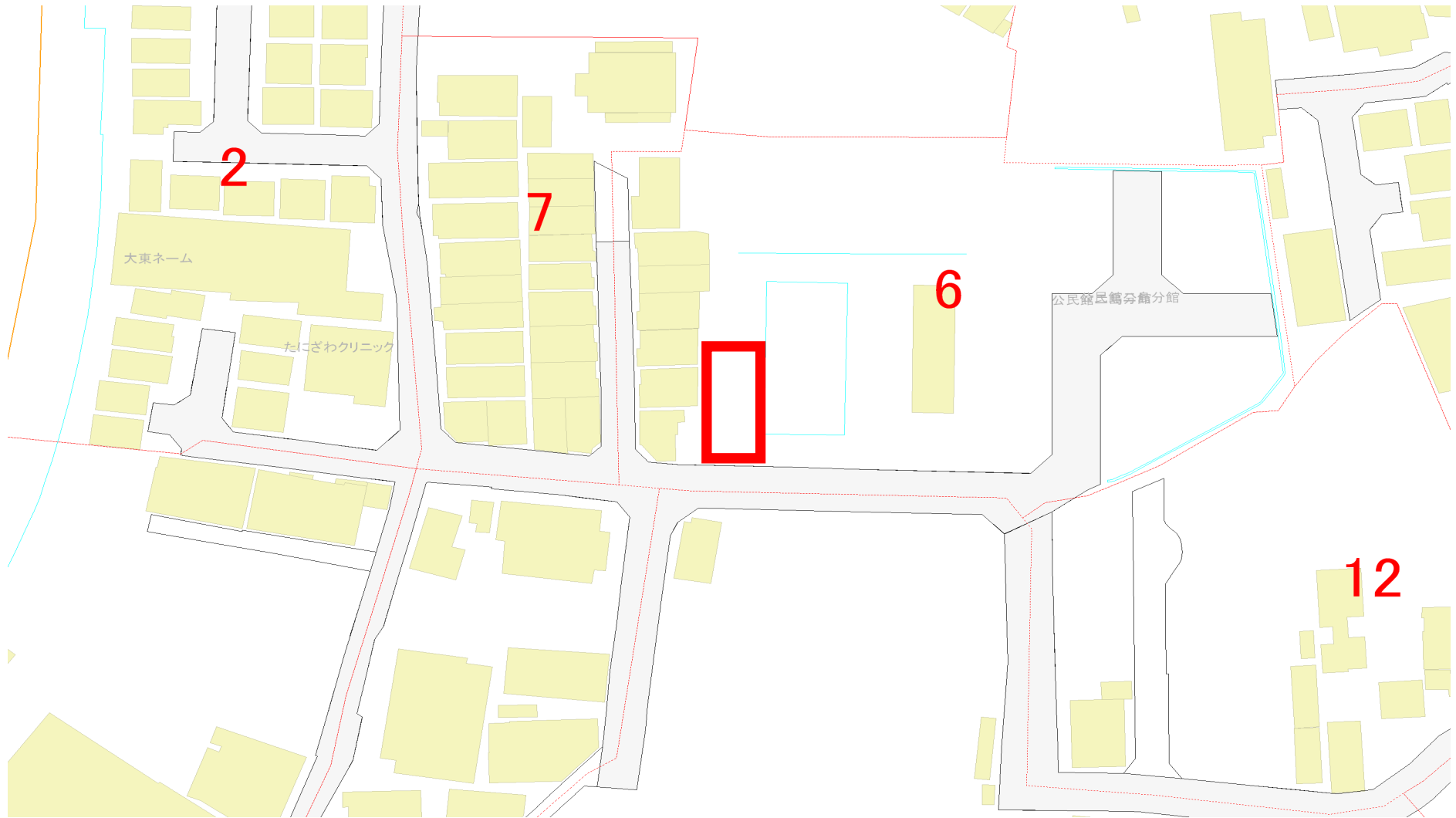
14 その他

- (1) 試料採取にあたっては、現地を事前に把握し、必要に応じた準備をすること。
- (2) 採水地点付近の交通事情を把握し、安全に留意すること。
- (3) 分析は自社にて行うこと。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については門真市と協議の上定めるものとする。

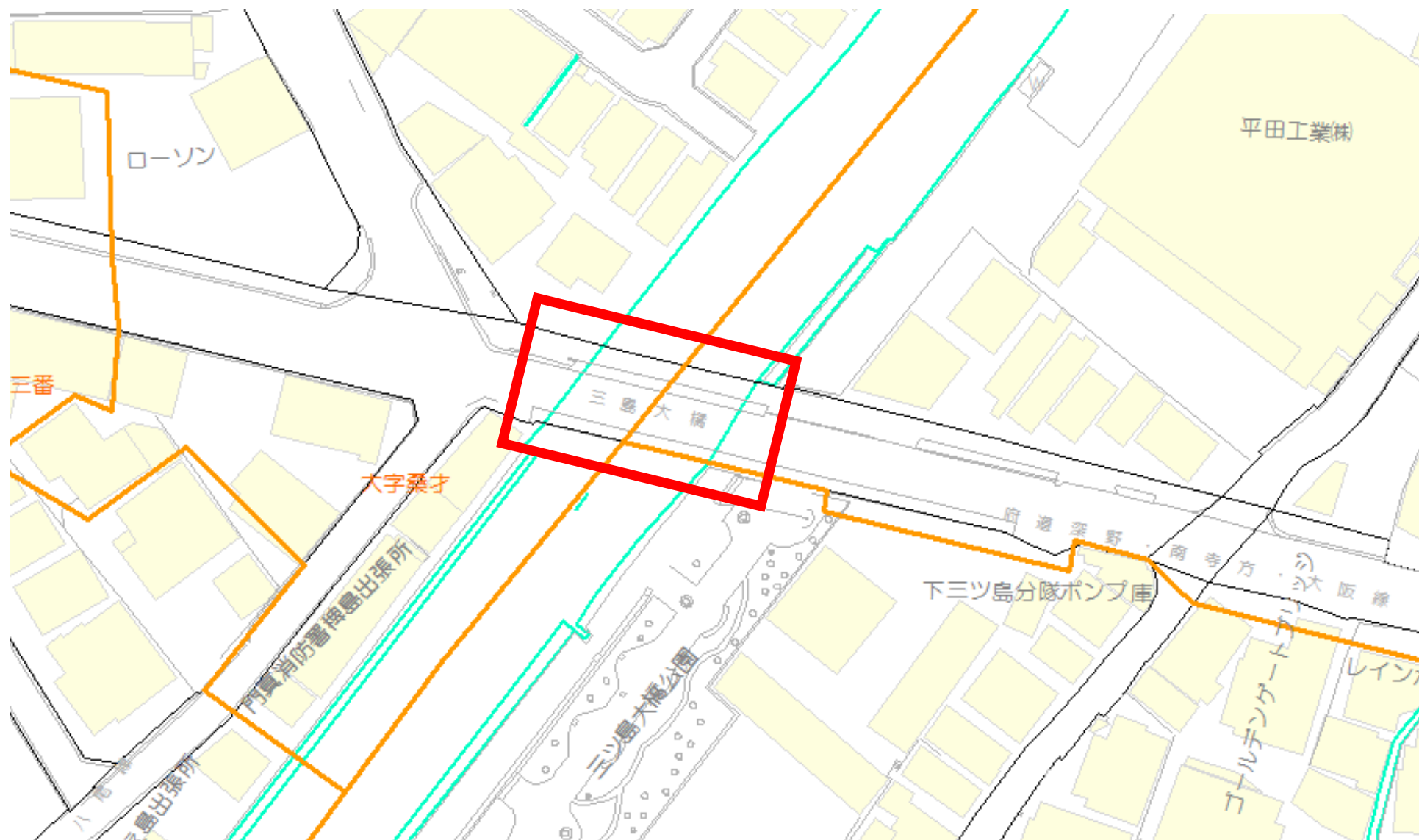
門真市役所



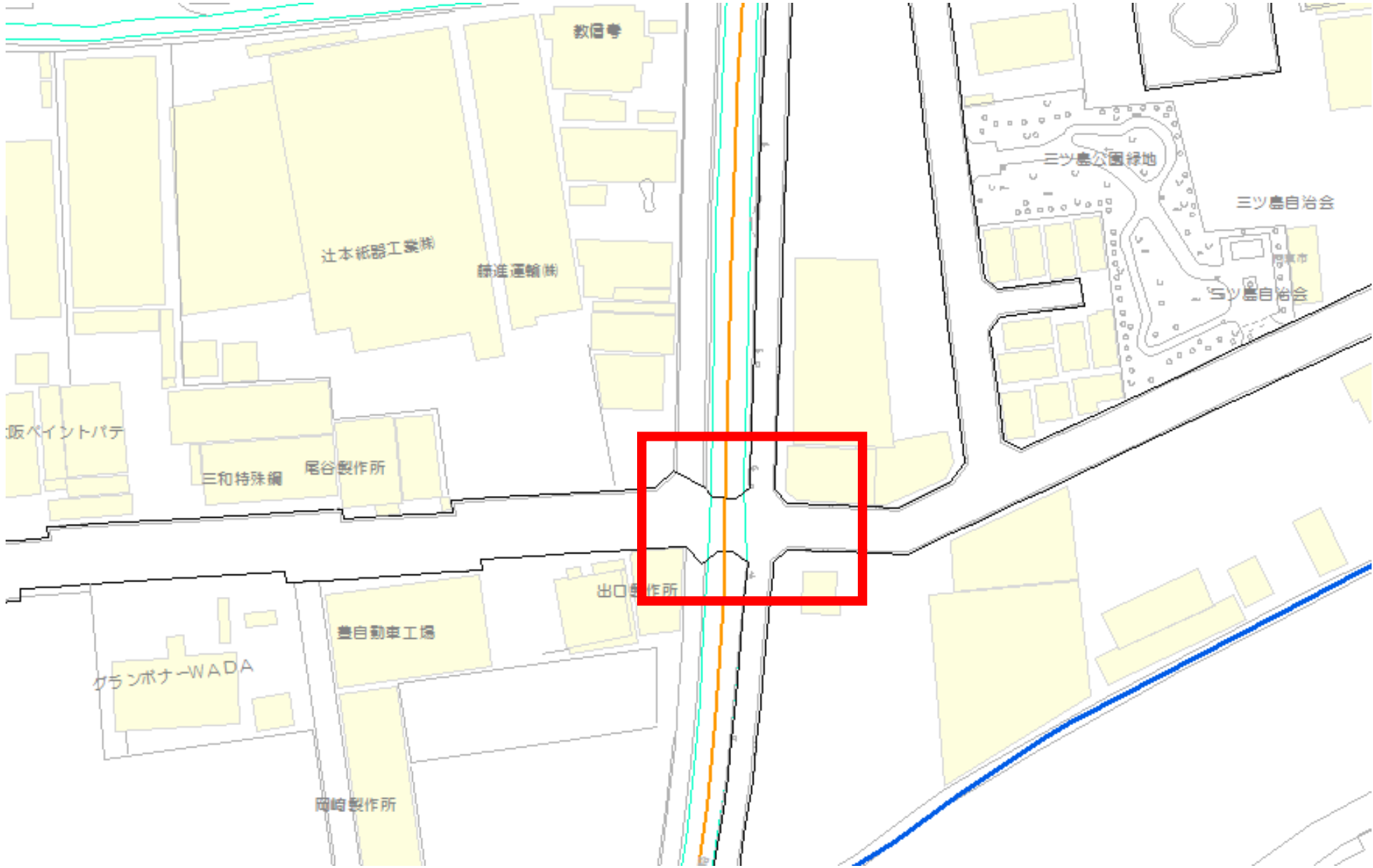
門真市南局



古川 (三ツ島大橋)



下八箇荘水路



石原町東公園



東打越公園



四宮 1 号公園

